

藤沢市空家対策ニュース

第5号
2023年3月
藤沢市住宅政策課

地域活動の場所として使える 空家を探しています！



空家を利活用した「まちづくりハウスみるくじ」

空家を所有している方へ！

こんな活動の場として、使用できる空家がありましたら活動場所として提供してください。

- ◆一人暮らしの高齢者の居場所
- ◆誰でも参加できるコミュニティカフェ
- ◆こども食堂
- ◆シェアキッチン
- ◆ひとり親のシェアハウスなど

※人に貸すことで一定の収入が期待できると同時に、建物の管理も頼めます。

藤沢市の空家

市民等からの情報を基にした空家データベースには、令和4年度末時点で約490戸の空家が登録され、そのうちの一部には、改修や解体などが必要なものがあります。また、多くの空家が1981年（昭和56年）5月31日以前に建てられた旧耐震基準のものです。

空家が増えると、近隣住民の生活環境に悪影響を及ぼす可能性があるほか、地域の活力が薄れる可能性もあります。そのため、市では、地域の皆さんと協力して、空家を地域資源として活用することを進めたいと考えています。

令和5年度空家利活用事業の補助金申請

5月に補助金の説明会を開催し、6月から募集を開始します。

詳しくは、4月25日号の「広報ふじさわ」やチラシ等でご案内します。

空家対策に関する法律の

一部改正案が示されました

現在の空家対策は、2014年（平成26年）に制定され、翌年5月に全面施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、全国の市町村で取組が進められています。

この法律は施行後、5年を経過した段階で見直しを検討するとされてきましたが、これまで大きな見直しはありませんでした。

しかし、本年3月に特別措置法の一部を改正する法律案が閣議決定されました。

今後、さらに空家の増加が見込まれる中で、空家対策の強化が急務だとして、周囲に悪影響を及ぼす前の段階から空家等の有効活用や適切な管理を確保し、空家対策を総合的に強化する内容が示されています。

国会の審議を経て、一部改正が正式に決まった段階で改めてお知らせします。

空家になったら 売却、解体、改修をお早めに！

処分するまでは あなたが責任者です！

空家の管理

長く、丈夫に、きれいに維持する秘訣

空家になった建物は、少し放置すると、たちまち雑草が伸び、木の枝が隣家や道路にはみ出し、建物が傷んだり、小動物が棲みついたりします。

何よりも近隣の方々は、毎日ストレスを感じながら生活することになります。

《よくある空家の状況》

- ◎木造の閉めきりの建物は、湿気で傷みが早くなります。
- ◎雨漏りは要注意です。建物が一気に劣化します。
- ◎夏には1か月で樹木や雑草が繁茂し、ツタが家全体を覆います。
- ◎蚊や虫が発生し、昆虫をねらい動物も寄ってきます。
- ◎建物の隙間に動物が入り込みます。
- ◎果実のなる木は、腐臭の原因になります。
- ◎建物や門が開いていると、不審者の侵入や火災の心配があります。

《空家の適正管理》 次のことを心掛けてください。

- 1 月1回の換気
- 2 掃き、拭き掃除
- 3 火災対策
- 4 定期的な使用
- 5 ご近所との関係を良好に

「所有者がいつも来ている」と「見かけたことがない」は大違い！
近隣の方には、声掛けを忘れずをお願いします。

◆空家の管理委託

自分で管理ができないときは、専門業者やNPO法人等に管理業務を依頼する方法があります。(有料)

市では、シルバー人材センターと空家見回りに関する協定を締結していますので、お問合せください。 ☎0466-27-1100

相続があったら まず登記を！

不動産登記法の改正により、相続登記の申請は義務化されます。また、登記していないと売買の際など手続が大変になります。

(2024年(令和6年)4月1日施行)

変更登記も忘れずに！

住所や氏名等を変更したときは2年以内に変更登記が必要になります。

施行日は、改めて示されます。

令和4年度第2回

空家移動相談会を開催しました

日時 11月13日（日）午後1時～4時

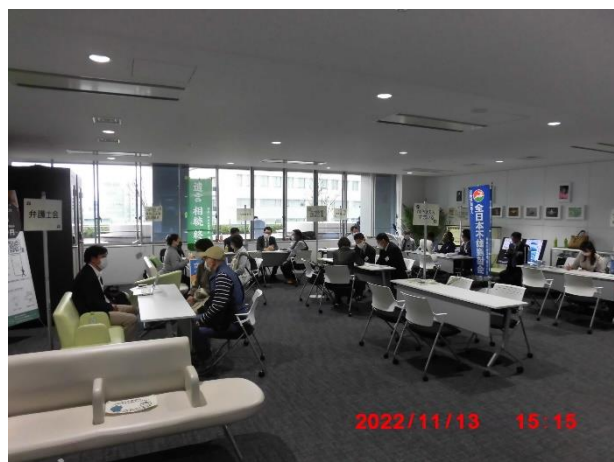
場所 藤沢市役所本庁舎5階

内容

- ・空家無料相談（専門家9団体）
- ・空家セミナー
「空家のマッチング&リノベーション」
事例紹介 NPO 法人すまいる
事例紹介 まちづくりハウスみろくじ
- ・空家ミニミニ講座 2団体
「遺言のすすめ」 行政書士会
「藤沢市の空家」 住宅政策課

今回は藤沢市役所本庁舎5階フロアを会場とし、「空家の相談、空家にしないための相談」や空家セミナーなどを行いました。

相談には、調整区域の空家の売却、借地権付き建物の相続手続、公正証書遺言作成の手続など、様々な内容が寄せられました。



空家に関する様々な相談を受ける専門家団体



セミナーで空家の利活用の事例を紹介する「まちづくりハウスみろくじ」の代表

催し物あれこれ

第3回空家利活用セミナーを開催

「空家とまちのリノベーション」

～空家は“まち”を変える力になれるか～

日時 2月19日（日）

午後1時30分～3時30分

場所 藤沢市役所本庁舎5階会議室

講師・長後商店街協同組合活性化プロジェクト 佐伯氏、柴田氏

・Be-GLOBAL 代表 新田里奈氏

・湘南工科大学総合デザイン学科

教授 禹在勇（ウザイユウ）氏

長後商店街、鵜沼海岸商店街などの地域と連携した取組の事例紹介を受け、禹教授から地域資源の発見と事業展開についてアドバイスをいただきました。

御所見地区健康づくり体験フェア 「人生会議」に参加しました！

市地域共生社会推進室が主催するフェアに住宅政策課も参加しました。

日時 3月10日（金）

午前10時～午後1時

場所 御所見市民センター・公民館

毎日いきいきした生活を送るために、社会福祉協議会、医師会在宅医療支援センター、SOMPO ケア（株）、御所見病院、市健康づくり課、市高齢者支援課などが参加し、終活に関する相談や健康体験のブースを開設し約90人が参加。

住宅政策課のブースには、自宅を空家にしないためにどうしたらよいかという相談が複数寄せられ、家族の話合いと専門家に早めに相談するように相談窓口を紹介しました。

令和5年度空家移動相談会のお知らせ

令和5年度も「空家移動相談会」を6月と11月に予定しています。

現在、開催に向けて準備中ですが、日程等について決まっている内容をお知らせします。

詳細は、改めて広報ふじさわやチラシ等でご案内します。

空家を所有していて困っている、あるいは、これから先、自宅が空家になりそうだけど、どうしたらよいかわからない等の様々な問題について、専門家団体が相談に応じます。

第1回空家移動相談会

日時 2023年（令和5年）6月18日（日）午後1時～4時

場所 明治市民センター・公民館 健康プラザ

内容 1 空家無料相談（申込制）

空家を所有し、困っていることなどについて相談員が相談に応じます。

2 空家セミナー

（空家に関して役に立つテーマを調整中です）

※詳細は、広報ふじさわやチラシ等でお知らせします。

3 専門家団体の相談ブース

空家や住まいに関する様々な専門家団体が相談ブースを設けて、空家に関して役に立つ情報を提供したり、軽易な相談に応じます。

4 空家ミニミニ講座

空家に関する役立つ情報を専門家団体がミニミニ講座を開催します。

※内容については、一部変更になることがありますので、広報ふじさわ又は空家移動相談会のチラシをご確認ください。

第2回空家移動相談会(予定)

日時 2023年（令和5年）11月12日（日）

午後1時～4時

場所 六会市民センター・公民館

空家を所有していて困ったことがあるとか、あるいは、わが家が空家になりそうでどうしたらよいかなど困ったことがありましたら、いつでも住宅政策課にご連絡ください。

◆このニュースに関する問合せ・連絡先

藤沢市計画建築部 住宅政策課

☎0466-50-3541

fj-jutaku@city.fujisawa.lg.jp